

(共通事項)

草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要領

〔令和4年1月6日付け3畜産第1399号
農林水産省畜産局長通知〕

第1 趣旨

草地難防除雑草駆除技術等実証事業の実施については、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の細目及び具体的な手続等

交付等要綱第5に定める各事業の具体的な内容及び交付等要綱第8の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める各事業の具体的な事業実施手続等については、次のとおりとする。

- 1 草地難防除雑草駆除技術実証事業
別紙1に定めるとおりとする。
- 2 高品質TMR供給支援対策事業
別紙2に定めるとおりとする。

第3 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を別記様式1号により、畜産局長に提出するものとする。
- 3 畜産局長は、事業実施主体の1のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。
- 5 1から3までの規定は、「農業者団体」及び「TMRセンター」による事業の着手に準用する。この場合において、「事業実施主体」とあるのは「農業者団体」及び「TMRセンター」と、「別記様式1号」とあるのは「別記様式2号」と、「畜産局長」とあるのは「事業実施主体」と読み替えるものとする。

第4 事業評価の報告等

交付等要綱第25及び第26の畜産局長が別に定める事業実施状況及び事業評価の報告については、交付等要綱第5の1及び2の事業ごとに、それぞれ別紙1及び別紙2に記載するとおりとする。

第5 不正行為に対する措置

畜産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第6 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、交付等要綱第4の用語の定義に定めるところによる。

第7 助成対象経費

本事業において助成対象とする経費については、第2の事業ごとに、それぞれ別紙1及び別紙2に定めるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和4年1月6日から施行する。

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業の補助金交付決定前着手について

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしたいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業の補助金交付決定前着手について

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術等実証事業の飼料生産基盤強化計画（高品質 TMR 供給支援対策事業の場合は TMR 原料品質改善計画）に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしたいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

(別紙1)

草地難防除雑草駆除技術実証事業

第1 事業内容等

1 本事業は、交付等要綱別表に定める事業実施主体が行う以下の(1)及び(2)の取組に対し助成し、補助対象基準及び補助率は別表1のとおりとする。

(1) 難防除雑草駆除技術の実証

- ① 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及
農業者団体が行う難防除雑草駆除計画の策定並びに③の取組に関連して行うほ場展示のための看板設置、牧草の収量等のデータ収集及び対策の普及のための会議・研修会開催等に対する助成
- ② 調査分析
農業者団体が③の取組を実施するために行う土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び地域の概況調査に対する助成
- ③ 高位生産草地への転換
農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う土壌の改善及び優良品種等の導入による高位生産草地への転換に係る次に掲げる取組に対する助成
 - ア 除草剤等の新たな組合せにより高位生産草地へ転換する取組
 - イ 草地から一時的に他の作物に転換し、その後3年以内に高位生産草地へ転換する取組
 - ウ ア及びイ以外の雑草の駆除の効果が示された方法により高位生産草地へ転換する取組
- ④ 事業推進
①から③までの取組の円滑な推進に必要な取組

(2) TMR生産のための難防除雑草駆除

- ① 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証
農業者団体又はTMRセンター(以下「農業者団体等」という。)が行う難防除雑草駆除計画の策定及び③の取組に関連して行う事業効果の検証のための会議・研修会開催等に対する助成
- ② 調査分析
農業者団体等が③の取組を実施するために行う土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び地域の概況調査に対する助成
- ③ 高位生産草地への転換
農業者団体等が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う土壌の改善及び優良品種等の導入による高位生産草地への転換に係る次に掲げる取組に対する助成
 - ア 除草剤等の新たな組合せにより高位生産草地へ転換する取組

イ 草地から一時的に他の作物に転換し、その後3年以内に高位生産草地へ転換する取組

ウ ア及びイ以外の雑草の駆除の効果が示された方法により高位生産草地へ転換する取組

④ 事業推進

①から③までの取組の円滑な推進に必要な取組

2 交付等要綱第4の(1)の⑧の事業実施主体が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)とは、次に掲げる民間団体の中から事業実施主体が選定した団体とする。

(1) 民間企業

(2) 企業組合

(3) 特定非営利活動法人

(4) 協議会等(代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、本事業の実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)

第2 事業の成果目標及び目標年度

交付等要綱第9の1の成果目標は、高位生産草地への転換対象草地における、単位面積当たりの収量増加率を目標の指標とし、25%増以上の目標値を設定するものとする。また、目標年度は、事業完了年度から3年以内とする。

なお、目標値及び目標年度の設定に当たっては、原則として、農業者団体等が策定した難防除雑草駆除計画と整合を図るものとする。

第3 事業の実施基準

1 事業参加者等に係る実施基準

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(1) 事業参加者の戸数が3戸以上であること。

(2) 事業参加者による高位生産草地への転換面積が、おおむね0.2ha(北海道にあっては1ha)以上であること。

(3) 農業者団体等の合計転換面積が、おおむね1ha(北海道にあっては10ha)以上であること。

2 その他の実施基準

(1) 難防除雑草駆除計画に位置付けることができる難防除雑草(メドウフォックステイル、ハルガヤ、ワルナスビ、ワラビ、アザミ類及び地域の実態に応じて事業実施主体が特に認める植物とする。なお、第1の1の(2)の取組を行う場合及び公共牧場活用和子牛等増産対策事業実施要綱(令和2年1月31日付け元生畜第1576号農林水産事務次官依命通知)に基づき事業を実施してきた地区(農業者団体等が一体的に事業を実施する地域的又は組織的な単位をいう。以下同じ。)が第1の1の

- (1) の取組を行う場合にあつては、前記の植物にシバムギ、ギシギシ類を加えることができるものとする。以下同じ。) の駆除の方法は、事業実施主体若しくは公的機関（これに準ずると事業実施主体が認める機関を含む。以下「公的機関等」という。）が認める方法又は地域での実証により雑草の駆除の効果が示された方法とする。
- (2) 本事業の対象とする草地は、次の①及び②の要件をいずれも満たすものとする。
- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域内にあること。
 - ② 当該草地のうち、雑草が混入し、病害虫が発生し、又は裸地化した部分の面積が3割以上を占め、かつ、難防除雑草が繁茂した部分の面積がメドウフォックステイル及びハルガヤについては5%以上、それ以外の難防除雑草については15%以上を占める、生産性の低い草地。
- (3) 調査分析のうち、土壌分析、飼料分析及び堆肥分析は、公的機関等により実施されるものとする。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができるものとする。また、調査分析の方法の詳細については、別添の草地難防除雑草駆除対策調査分析実施方法によるものとする。
- (4) 高位生産草地への転換は、難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づく適正な土壌改良資材及び肥料の投入、耕起、砕土、整地、除草、優良品種の導入等により行うものとする。
- (5) 高位生産草地への転換に係る施工法については、早期かつ着実に難防除雑草を駆除するために完全更新法を基本とするが、転換する草地における難防除雑草の繁茂状況等によっては、簡易草地更新法（作溝、播種、施肥、鎮圧等を一工程で行う施工法を含む。）や不耕起播種法も認めるものとする。
- (6) 本事業で利用する牧草等の優良品種の種子は、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林省畜産局長通知）第1の1に基づき都道府県知事が指定する奨励品種であつて、品質の証明を受けたもの（以下「奨励品種」という。）とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品質であると証明した品種の種子とする。
- (7) 本事業で利用する農薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第9項に基づき農薬の登録がなされているものとする。
- (8) 公共牧場については、農業者団体が当該公共牧場を管理運営しており、かつ、当該農業者団体が高位生産草地への転換を行う場合には、当該公共牧場として共同利用される公共草地を事業の対象とすることができる。この場合において、当該公共牧場の利用者が3戸以上であるときは、1の(1)及び(2)の要件を満たすものとみなす。

- (9) TMRセンターが所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）を有する草地について、高位生産草地への転換を行う場合には、当該草地を事業の対象とすることができる。この場合において、当該TMRセンターからTMRの供給を受ける農業者が3戸以上であるときは、1の（1）及び（2）の要件を満たすものとみなす。
- (10) 第1の1の（1）の取組を行う場合、本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組として、事業実施主体は次のうち1つ以上、農業者団体等は看板設置によるほ場展示を行うほか、次のうち1つ以上を行うこととする。
- ① 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会・シンポジウムの開催
 - ② 駆除対策や取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布
 - ③ ホームページへの掲載等による駆除対策や取組事例の公表
- 上記①から③まで以外の取組であって、事業実施主体が実施する場合にあつては畜産局長が、農業者団体が実施する場合にあつては事業実施主体が認めたものについては、これを実施することができる。
- (11) 第1の1の（2）の取組を行う場合、難防除雑草の侵入・拡大防止策の検討及び本事業の実施による効果を検証する取組として、事業実施主体は次のうち1つ以上、農業者団体等は事業効果に関する検討会議を開催するほか、次の②及び③のうち1つ以上を行うこととする。
- ① 事業効果に関する検討会議の開催
 - ② 難防除雑草駆除対策のための研修会の開催
 - ③ 優良事例集の作成とホームページへの掲載等
- 上記①から③まで以外の取組であって、事業実施主体が実施する場合にあつては畜産局長が、農業者団体等が実施する場合にあつては事業実施主体が認めたものについては、これを実施することができる。
- (12) 農業者団体等は、本事業により高位生産草地への転換や生産性の改善が行われた草地について、本事業の実施後5年以上の適切な管理・利用に努めるものとする。
- (13) 交付等要綱第6による助成の対象は、本事業の内容に直接必要な次に掲げる経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができ、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものに限る。
- なお、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知）に基づき助成を受けている、又は助成を受けることになっている草地は、本事業の助成対象外とする。

第4 事業実施手続

1 飼料生産基盤強化計画の作成等

- (1) 交付等要綱第8の1の(1)の飼料生産基盤強化計画は、別紙1別記様式1-1号により地区ごとに作成するものとする。
- (2) 交付等要綱第8の1の(2)の事業実施計画は、別紙1別記様式1-2号により作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、農業者団体に特認団体を含める場合には、事業実施計画の承認申請の際に、別紙1別記様式2-1号の特認団体協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。
- (4) 草地の造成や整備に係る補助事業を過去に実施した草地については、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」（昭和49年5月10日付け49畜B第604号農林省畜産局長及び構造改善局長通知）の規定に準じ、当該補助事業の完了した年度の翌年度以降8年を経過しなければ、本事業を実施することができないものとする。

また、過去に草地生産性向上対策事業及び本事業により高位生産草地等への転換を実施した草地又はその他の補助事業により再生改良若しくは造成及び整備以外の生産性の向上に関する対策等を行った草地については、これらの事業の実施後5年を経過しなければ、本事業を実施することができないものとする。

ただし、適切な管理がなされていたにもかかわらず、気象条件等により草地が劣化したため事業を実施する必要がある、かつ、当初の目的を達成するために必要と事業実施主体が認める場合は、この限りではない。

2 難防除雑草駆除計画の策定等

- (1) 農業者団体等は、交付等要綱第8の1の(1)に基づき事業実施主体の承認を受けた飼料生産基盤強化計画を踏まえて、草地難防除雑草駆除対策を実施する場合には、別紙1別記様式1-3号により難防除雑草駆除計画を策定するものとする。

なお、平成30年度飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業及び令和元年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業において、本事業の事業実施年度を含む複数年度にわたる難防除雑草駆除計画を策定している場合には、当該計画をもって別紙1別記様式1-3号による難防除雑草駆除計画を策定したものとみなすことができる。この場合において、第3の1の(1)から(3)までに掲げる要件を満たすものとみなす。

- (2) 農業者団体等は、難防除雑草駆除計画の策定に当たり、必要に応じ、地方公共団体、その指導機関、有識者等の意見を聴くものとする。
- (3) 難防除雑草駆除計画における草地難防除雑草駆除対策の実施期間は、原則として、3年間以内とする。

3 重要な変更

交付等要綱第8の1の(3)の畜産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 本事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 総事業費の30%を超える増額又は国庫補助金の増額
- (4) 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減額
- (5) 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減

第5 事業実施状況の報告

交付等要綱第25により事業実施主体が行う本事業の実施状況の報告は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農業者団体等は、別紙1別記様式3-1号により、草地難防除雑草駆除対策の実施期間中は、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、翌年度の1月末までに、難防除雑草駆除計画の写しを添付して事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、別紙1別記様式3-2号により、毎年度、その事業実施年度における事業の実施状況を、事業実施年度の翌年度の2月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、農業者団体等からの報告を受けた内容について、必要に応じて農業者団体等に対して改善指導等を行うものとする。
- 4 畜産局長は、事業実施主体からの報告を受けた内容について、必要に応じて事業実施主体に対して改善指導等を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 農業者団体等は、事業の成果について、別紙1別記様式4-1号により、目標年度の翌年度8月末までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 交付等要綱第26の「事業評価の報告」は、別紙1別記様式第4-2号の成果報告書により事業実施主体自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度9月末までに畜産局長に提出するものとする。
- 3 畜産局長は、報告を受けた2の結果について、その内容を点検するものとする。
- 4 畜産局長は、2において事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合（事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除く。）には、事業実施主体に対し成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

第7 事業の委託

- 1 事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、事業実施計画の承認申請の際に、別紙1別記様式2-2号の事業実施委託協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。
- 2 農業者団体等は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、農業者団体等は、飼料生産基盤強化計画の承認申請の際に、事業実施主体の承認を受けるものとする。

第8 他の施策等との関連

交付等要綱第29の1の環境と調和のとれた農業生産活動の点検について、農業者団体等は、飼料生産基盤強化計画の提出に際し、全ての事業参加者から別紙1別記様式1-1号の別紙1-1及び1-2の点検シートを徴収・保管するものとし、事業実施主体が求めた場合には、これを提出するものとする。ただし、事業参加者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。また、事業実施主体は、畜産局長が求めた場合には、これを提出するものとする。

別表 1

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 (1) 難防除雑草 駆除計画の 策定及び対 策の活用・ 普及	<p>① 難防除雑草駆除計画の策定に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「委員旅費」、「謝金」、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「消耗品費」及び「雑役務費」</p> <p>② 難防除雑草駆除対策の活用・普及に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「備品費」、「データ収集・処理・分析費」、「講師旅費」、「謝金」、「原稿料」、「借上費」、「会場借料」、「資料購入費」、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「消耗品」及び「雑役務費」</p>	定額
1 (2) 調査分析	<p>① 土壌分析、飼料分析及び堆肥分析に係る経費 (試料の採取及び送付に要する経費を含む)</p> <p>② 概況調査に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「賃金」、「委員旅費」及び「謝金」</p>	1 / 2 以内
1 (3) 高位生産草 地への転換	<p>高位生産草地への転換に係る経費 「施工費」、「種子費」、「肥料費」、「土壌改良資材費」、「除草剤費」及び「委託費」等 注 1：本事業で利用する堆肥については、事業参加者が生産したもののほか、その近隣農家が生産したものも使用することができるものとする。 ただし、自己所有又は無償で譲り受けた堆肥は肥料費の対象としないものとする。 また、本事業で利用可能な堆肥は、有償・無償にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>① 公的機関等で事前に分析されたものであること。</p> <p>② 雑草種子の混入を防止する観点から、適正に発酵処理されたものであること。</p>	1 / 2 以内 (ただし、 10a 当たりの 補助額の上 限は、1.7 万 円とする。 なお、施工 が完了する 前において、 自然災害に よる土壌流 出その他の やむを得な い理由によ り再施工が 必要と畜産 局長が認め る場合は、

	<p>注2：難防除雑草駆除計画に基づく牧草の優良品種等の導入後に発生する難防除雑草に対して除草剤の散布等を実施する場合も、助成の対象とする。</p> <p>注3：一時的に他の作物に転換し、高位生産草地へ転換する方法を採用する場合には、当該他の作物（飼料作物を含む。以下同じ。）への転換及び当該他の作物から草地へ戻す経費を助成の対象とする。なお、永年性牧草以外の種子代及び他の作物へ転換後の当該他の作物の生産に係る経費は、助成の対象外とする。</p>	この限りでない。）
1（4） 事業推進	<p>1（1）から（3）までの取組の円滑な推進に必要な取組に要する経費</p> <p>別表2に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費</p>	定額
2（1） 難防除雑草 駆除計画の 策定及び対 策の活用・ 検証	<p>① 難防除雑草駆除計画の策定に係る経費</p> <p>別表2に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「委員旅費」、「謝金」、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「消耗品費」及び「雑役務費」</p> <p>② 難防除雑草駆除対策の活用・検証に係る経費</p> <p>別表2に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「備品費」、「データ収集・処理・分析費」、「講師旅費」、「謝金」、「原稿料」、「借上費」、「会場借料」、「資料購入費」、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「消耗品」及び「雑役務費」</p>	定額
2（2） 調査分析	<p>① 土壌分析、飼料分析及び堆肥分析に係る経費（試料の採取及び送付に要する経費を含む）</p> <p>② 概況調査に係る経費</p> <p>別表2に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、「賃金」、「委員旅費」及び「謝金」</p>	1 / 2 以内
2（3） 高位生産草 地への転換	<p>高位生産草地への転換に係る経費</p> <p>「施工費」、「種子費」、「肥料費」、「土壌改良資材費」、「除草剤費」及び「委託費」等</p> <p>注：経費を計上するにあたっての留意事項は、1（3）に準ずるものとする。</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>（ただし、10a当たりの補助額の上限は、1.7万円とする。な</p>

		<p>お、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と畜産局長が認める場合は、この限りでない。))</p>
<p>2 (4) 事業推進</p>	<p>2 (1) から (3) までの取組の円滑な推進に必要な取組に要する経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費</p>	<p>定額</p>

別表 2

助成対象経費について

1 備品費

費 目	内 容	備 考
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社又は2社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。）やカタログ等を添付すること。

2 事業費

費 目	内 容	備 考
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上経費	
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品	消耗品は物品受払簿で管理すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	
光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金として支払われる経費（基本料金を除く。）	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費及び指導費	

3 旅費

費目	内容	備考
委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査等にかかる経費	
講師旅費	本事業を実施するために直接必要な、研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

4 賃金

費目	内容	備考
賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

5 謝金

費目	内容	備考
謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

	について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	
原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

6 委託費

費目	内容	備考
委託費	本事業の交付目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

7 役務費

費目	内容	備考
試験・分析費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験等を行う経費	

8 雑役務費

費目	内容	備考
手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費	
社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

9 事業推進費

費 目	内 容	備 考
事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に対する事務にかかる人件費	

- ※ 上記の経費であっても、次の場合にあっては認めないものとする。
補助事業の有無にかかわらず事業実施主体及び農業者団体に具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙1別記様式1-1号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の飼料生産基盤強化計画の
(変更)承認申請について

令和〇年度において、草地難防除雑草駆除技術実証事業を実施したいので、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第8の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

注：別添1から4までを添付すること。

別添1 草地難防除雑草駆除技術実証事業（〇〇地区）の地区概要について

1 取組内容

(1) 難防除雑草駆除技術の実証 ()

(2) TMR生産のための難防除雑草駆除 ()

注：(1)又は(2)のいずれかを選択し、()内に○を記入すること。

2 地区の概要

(1) 農業者団体等の概要

地区名			
農業者団体等名称			
住所	〒		
	TEL ()	—	FAX () —
申請者 (代表者名)			
事業参加者数	戸	総転換面積	ha
総事業費	円	うち補助金	円

注1：飼料生産基盤強化計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ）。

注2：「総事業費」及び「うち補助金」欄には、難防除雑草駆除対策の活用・普及（又は検証）、調査分析、高位生産草地への転換に要する経費を含めて記載すること。

(2) TMRセンターの概要

組織名称			
住所			
TMR供給者数	戸	TMR製造量	t/年
自給飼料面積	牧草地 ha	とうもろこし等	ha

注：1の取組内容で「(2) TMR生産のための難防除雑草駆除」を選択した場合は記入すること。

3 事業参加者の概要

No.	氏名	営農形態	転換面積 (ha)	事業費 (円)	補助金 (円)	調査分析			高位生産草地への転換						
						数量 (点)	事業費 (円)	補助金 (円)	転換内容	混入割合 (%)	難防除雑草割合 (%)	難防除雑草の草種	事業費 (円)	補助金 (円)	補助単価 (円/ha)
1															
2															
3															
合計															

注1：高位生産草地に転換するほ場ごとに氏名（農業者が使用収益権を有するほ場は農業者の氏名、TMRセンターが使用収益権を有するほ場はTMRセンターの名称）等を記入すること。

注2：「営農形態」欄には、参加者の営農形態について、酪農・肉用牛（繁殖・肥育）・複合・その他の別を記入すること。

注3：「調査分析」のうち「数量」欄には、土壌分析、飼料分析、堆肥分析及び概況調査の合計数量を記入すること。

注4：「高位生産草地への転換」のうち「転換内容」欄には、除草剤等の新たな組合せによる方法の場合には「除草剤」を、草地から一時的に他の作物に転換し3年以内に高位生産草地へ転換する方法の場合には「他作物」を、それ以外の方法の場合には「その他」をそれぞれ記入すること。

注5：「高位生産草地への転換」のうち「混入割合」欄には、転換予定ほ場の面積に対する雑草の混入、病虫害の発生又は裸地化の部分の合計面積割合を記入すること。

注6：「難防除雑草の草種」には、実施要領別紙1の第3の2の（1）に掲げる難防除雑草のうち、高位生産草地への転換を行うほ場に繁茂している難防除雑草を記入すること。

注7：「高位生産草地への転換」のうち、補助単価について上限金額の例外を適用する場合は、事業参加者毎にその理由書（自然災害による土壌流出等のやむを得ない理由が分かる写真等を含む。）を添付すること。

別添2 草地難防除雑草駆除技術実証事業（〇〇地区）の実施内容について

1 対策の実施期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 （ 年間）

2 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及

注：交付等要綱第5の1の（1）「難防除雑草駆除技術の実証」の取組を行う場合は記入すること。

（1）全体概要

区分	主な取組内容	事業費 (円)	負担区分	
			補助金(円)	その他(円)
計画策定				
ほ場展示器具				
データ収集				
会議・研修会				
その他				
合計				

注：（2）の②の「効果を周辺地域等へ普及させる取組」のうち、アの取組を行う場合には「ほ場展示器具」欄に、イの取組を行う場合には「会議・研修会」欄に、ウからオまでのいずれかの取組を行う場合には「その他」欄にそれぞれ内容や費用を記入すること。

（2）難防除雑草駆除計画の概要

①対策の概要

注1：問題となっている難防除雑草（草種）、その繁茂状況（被度）、その駆除対策の概要等について記入すること。

注2：難防除雑草として、メドウフォックステイル、ハルガヤ、ワルナスビ、ワラビ、アザミ類以外の植物を対象とする場合には、その理由を記入すること。

注3：難防除雑草の駆除方法を記載するとともに、公的機関等が認めた方法以外の方法で行う場合には、その効果に関するデータを添付すること。

②効果を周辺地域等へ普及させる取組

- ア 看板設置によるほ場展示 ()
- イ 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会・シンポジウムの開催 ()
- ウ 駆除対策や取組事例を記載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- エ ホームページへの記載等による駆除対策や取組事例の公表 ()
- オ その他（内容：) ()

注1：実施する取組を選択し、()内に○を記載すること。ただし、アについては必須とし、加えてイからエのうち1つ以上に必ず取り組むこと。

注2：その他の場合には、（内容：)内にとり組内容を記載すること。

③具体的な取組予定

年数	内 容	
	対策の活用・普及	高位生産草地への転換
令和〇〇年		
令和〇〇年		
令和〇〇年		

注：各年において実施する計画内容の詳細（計画策定、普及対策（研修会等）、施工（耕起、除草剤散布等））をその実施時期とともに記入すること。

3 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証

注：交付等要綱第5の1の(2)「TMR生産のための難防除雑草駆除」の取組を行う場合は記入すること。

(1) 全体概要

区分	主な取組内容	事業費 (円)	負担区分	
			補助金(円)	その他(円)
計画策定				
会議・研修会				
その他				
合計				

注：(2)の②の「効果を検証する取組」のうち、ア及びイの取組を行う場合には「会議・研修会」欄に、ウの取組を行う場合には「その他」欄にそれぞれ内容や費用を記入すること。

(2) 難防除雑草駆除計画の概要

①対策の概要

注1：問題となっている難防除雑草(草種)、その繁茂状況(被度)、その駆除対策の概要等について記入すること。

注2：難防除雑草として、メドウフォックステイル、ハルガヤ、ワルナスビ、ワラビ、アザミ類、シバムギ、ギシギシ以外の植物を対象とする場合には、その理由を記入すること。

注3：難防除雑草の駆除方法を記載するとともに、公的機関等が認めた方法以外の方法で行う場合には、その効果に関するデータを添付すること。

②難防除雑草の侵入・拡大防止策の検討及び事業効果の検証をする取組

- ア 事業効果に関する検討会議の開催 ()
- イ 難防除雑草駆除対策のための研修会の開催 ()
- ウ 優良事例集の作成とホームページへの掲載等 ()
- エ その他(内容：) ()

注1：アのほか、必要に応じてイからエのうち1つ以上を選択し、()内に○を記載すること。

注2：その他の場合には、(内容：)内に取組内容を記載すること。

③具体的な取組予定

年数	内 容	
	対策の活用・検証	高位生産草地への転換
令和〇〇年		
令和〇〇年		
令和〇〇年		

注：各年において実施する計画内容の詳細（計画策定、効果検証（検討会議等）、施工（耕起、除草剤散布等））をその実施時期とともに記入すること。

4 調査分析

区 分	数 量 (点)	事 業 費 (円)	負 担 区 分	
			補助金 (円)	その他 (円)
土壌分析				
飼料分析				
堆肥分析				
概況調査				
合 計				

5 高位生産草地への転換について

(1) 取組の概要

区 分	面 積 (ha)	事 業 費 (円)	負 担 区 分	
			補助金 (円)	その他 (円)
① 除草剤				
② 他作物				
③ その他				
合 計				

注：転換の方法について、除草剤等の新たな組合せによる方法の場合には①に、草地から一時的に他の作物に転換し3年以内に高位生産草地へ転換する方法の場合には②に、それ以外の方法の場合には③に、それぞれ分けて記入すること。

(2) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)	転換後 (目標※) (kg/10a)	目標年度	増加率 (%)	(参考) 地域の平均収量
				転換前 ()
				転換後 ()

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とする。

※事業実施状況報告書においては目標達成状況を記入すること。

6 その他協議が必要な事項について

(1) 公的機関に準ずる機関

(注)

実施要領別紙1の第3の2の(3)に基づき、公的機関に準ずる機関が行った調査分析の結果を本事業の調査分析の結果とする場合には、当該機関が公的機関に準ずることを証明するため、その代表者及び住所等を記述し、当該機関の概要や実績等が分かる書類を添付すること。

(2) その他留意事項

(注)

草地転換実施前の分析を行わない場合や事業で堆肥を用いない場合、また、土壌改良に必要な土壌改良資材等を数年に分割して施用する場合は、その理由及び計画を記述すること。

過去に実施した事業から必要な年数が経過していないにもかかわらず、第4の1の(4)に基づき、本事業の実施が必要な場合は、その理由を記述すること。

7 その他必要な書類等について

事業参加者ごとに次の書類等を添付すること。

①農家の位置図

②転換地の計画平面図

③農業生産活動点検シート（別紙1-1及び1-2）

※ ③は事業実施主体からの求めに応じて提出すること。

別添3 調査分析の詳細

(1) 転換前

通し No.	No.	氏名	数量 (点)	事業費 (円)	補助金 (円)	左の積算基礎															
						土壌分析				飼料分析				堆肥分析				概況調査			
						単価 (円)	数量 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)												
1																					
2																					
3																					
合計																					

(2) 転換後

通し No.	No.	氏名	数量 (点)	事業費 (円)	補助金 (円)	左の積算基礎															
						土壌分析				飼料分析				堆肥分析				概況調査			
						単価 (円)	数量 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)												
1																					
2																					
3																					
合計																					

注1：(1)、(2)ともに、実施予定のない参加者の分については省略しても良い。

注2：(1)、(2)ともに、「No.」及び「氏名」欄については、別添1の3の事業参加者の概要に記入した内容と同一のものを記入すること。

別添4 転換の詳細

(1) 転換圃場の状況、転換費用の積算

通し No.	No.	氏名	単収 (kg/10a)			難防除雑草・裸地化等混入面積の割合 (%)					転換 面積 (ha)	転換 内容	事業費 (円)	補助金 (円)	左の積算基礎 (円)						
			転換前	転換後 (目標)	増加率 (%)	難防除 雑草	その他 雑草	裸地化	病虫害 他	合計					施工費	種子費	肥料費	土改材 費	除草剤 費	委託費	その他
1						難防除雑草の状況															
2						難防除雑草の状況															
3						難防除雑草の状況															
			小 計 (除草剤)										除草剤								
			小 計 (他作物)										他作物								
			小 計 (その他)										その他								
			合 計																		

注1：「No.」及び「氏名」欄には、別添1の3の事業参加者の概要に記入した内容と同一のものを記入すること。（以下同じ。）

注2：「その他雑草」欄には、難防除雑草以外の雑草の割合を記入すること。

注3：「難防除雑草の状況」には、難防除雑草の草種及び草種ごとの面積割合を記入すること。

(2) 転換に係る資材等

通し No.	No.	氏名	転換面積 (ha)	転換内容	他作物 の内容	資材の詳細				
						種子	肥料	土壌改良資材	除草剤	その他
1										
2										
3										

注1：「他作物の内容」欄には、草地から一時的に他の作物に転換し3年以内に高位生産草地へ転換する方法の場合の他の作物名を記入すること。

注2：「種子」欄には、草種（品種）及び10a当たりの播種量を記入すること。

注3：「肥料」、「土壌改良資材」、「除草剤」及び「その他」欄には、種類及び10a当たりの使用量を記入すること。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検をします。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次の点検まで保存します。

	チェック欄
<p>1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7 生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日
点検者

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する(原則として1年に1度)。
施肥	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。 ◎ 地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。 ② 土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。 ③ 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロープの作付け等を行う。
防除	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。 ◎ 次の取組のうち一つ以上を実行する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 ② 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 ◎ 農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。
廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く) ◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。
エネルギーの節減	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 ② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 ③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 ④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。 ② 作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。
生産情報の保存	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検をします。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
<p>1 家畜排せつ物法の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>
<p>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>
<p>3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>
<p>4 環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 60px;" type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は、次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合には、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合には、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合には、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物の利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物の堆肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物の堆肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②の取組が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合には、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合には、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実現に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発言する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>③ 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の事業実施計画の（変更）承認
申請について

令和〇〇年度において、草地難防除雑草駆除技術実証事業を実施したいので草地難防
除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農
林水産事務次官依命通知）第8の1の（2）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認
申請する。

注：別添1から3までを添付すること。

別添1 総括

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施 主体	
1 難防除雑草駆除技術の実証 (1) 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及 (2) 調査分析 (3) 高位生産草地への転換 (4) 事業推進	円	円	円	
2 TMR生産のための難防除雑草駆除 (1) 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証 (2) 調査分析 (3) 高位生産草地への転換 (4) 事業推進				
合計				

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

2 事業の目的

--

別添2 計画詳細（難防除雑草駆除技術の実証）

1 地区の概要

No.	都道府県	地区数	転換面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

2 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及

区分	主な取組内容	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
計画策定				
ほ場展示器具				
データ収集				
会議・研修会				
その他				
合計				

3 調査分析

区分	主な取組内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
土壌分析					
飼料分析					
堆肥分析					
概況調査					
合計					

4 高位生産草地への転換

(1) 取組の概要

区分	面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
除草剤					
他作物					
その他					
合計					

注：補助金の10a当たりの上限金額（1.7万円）の例外を適用する場合には、事業参加者ごとにその理由書を添付すること。

(2) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)	転換後 (目標※) (kg/10a)	目標年度	増加率 (%)
		○年度 □年度 △年度	

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とし、農業者団体等の目標年度ごとに記入するものとする。

※事業実施状況報告書においては目標達成状況を記入すること。

5 事業推進

(1) 取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

(2) 事業実施主体が実施する普及対策

- ① 看板設置によるほ場展示 ()
- ② 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会・シンポジウムの開催 ()
- ③ 駆除対策や取組事例を記載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- ④ ホームページへの記載等による駆除対策や取組事例の公表 ()
- ⑤ その他 (内容：) ()

注1：①から⑤のうち1つ以上を選択し、()内に○を記載すること。

注2：その他の場合には、(内容：)内に取組内容を記載すること。

6 その他留意事項

--

別添3 計画詳細（TMR生産のための難防除雑草駆除）

1 地区の概要

No.	都道府県	地区数	転換面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

2 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・検証

区分	主な取組内容	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
計画策定				
会議・研修会				
その他				
合計				

3 調査分析

区分	主な取組内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
土壌分析					
飼料分析					
堆肥分析					
概況調査					
合計					

4 高位生産草地への転換

(1) 取組の概要

区分	面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
除草剤					
他作物					
その他					
合計					

注：補助金の10a当たりの上限金額（1.7万円）の例外を適用する場合には、事業参加者ごとにその理由書を添付すること。

(2) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)	転換後 (目標※) (kg/10a)	目標年度	増加率 (%)
		○年度 □年度 △年度	

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とし、農業者団体等の目標年度ごとに記入するものとする。

※事業実施状況報告書においては目標達成状況を記入すること。

5 事業推進

(1) 取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

(2) 事業実施主体が実施する効果検証

- ① 事業効果に関する検討会議の開催 ()
- ② 難防除雑草駆除対策のための研修会の開催 ()
- ③ 優良事例集の作成とホームページへの掲載等 ()
- ④ その他 (内容：) ()

注1：①から④のうち1つ以上を選択し、()内に○を記載すること。

注2：その他の場合には、(内容：)内に取組内容を記載すること。

6 その他留意事項

〇〇地区 難防除雑草駆除計画

令和〇年〇月策定

計画作成主体名：

所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町

1. 取組内容

(1) 難防除雑草駆除技術の実証 ()

(2) TMR生産のための難防除雑草駆除 ()

注：(1)又は(2)のいずれかを選択し()内に○を記載すること。

2. 農業者団体等の概要

地区名			
農業者団体等名称			
TMRセンター名称			
住所	〒		
	TEL ()	—	FAX () —
事業参加者数	戸	総転換面積	ha

注：「TMRセンター名称」欄は、1の(2)「TMR生産のための難防除雑草駆除」の取組を行う場合に記入すること。

3. 事業参加者概要

No.	氏名	転換面積 (ha)	転換方法	転換草地の所在地
1				
2				
3				
合計				

注：「転換方法」欄には、実施する転換方法に応じて「4. 転換方法」の転換方法No.を記入すること。

4. 転換前草地の概要

No.	氏名	単収 (kg/10a)	難防除雑草・裸地化等混入面積の割合 (%)			
			難防除雑草	その他雑草	裸地化	病虫害他
1	難防除雑草 の状況		(注) 難防除雑草の草種、面積割合等を記入すること。 (以下同じ。)			
2	難防除雑草 の状況					
3	難防除雑草 の状況					

5. 対策の概要

(1) 対策期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月 (年間)

(2) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)	転換後 (目標※) (kg/10a)	目標年度	増加率 (%)	(参考) 事業実施地域 の平均収量
				転換前 () 転換後 ()

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とする。

※事業実施状況報告書においては目標達成状況を記入すること。

(3) 転換方法の概要

転換 方法No.	実施年 数	転換 作物	具体的内容
①	方法の概要		
	(1年目)		(注) 各年について、実施する内容・時期等を記入すること。 (以下同じ。)
	(2年目)		
	(3年目)		
②	方法の概要		
	(1年目)		
	(2年目)		
	(3年目)		
③	方法の概要		
	(1年目)		

	(2年目)		
	(3年目)		

注1：それぞれの方法の根拠となる資料を添付すること。

注2：4年で事業を実施する場合など、必要に応じて、欄を追加すること。

6. 難防除雑草の侵入・拡大防止策と事業効果の検証の取組

(注1) 1の(2)「TMR生産のための難防除雑草駆除」の取組を行う場合は記入すること。

(注2) TMRセンターが粗飼料生産の作業を行う草地全体における難防除雑草の侵入・拡大防止策（難防除雑草の繁茂の状況に応じたほ場の収穫作業の順番、作業機械の清掃、スラリー散布の方法、適正施肥、ほ場の長期的な利用計画作成等）を検討し、記入すること。

(注3) 事業効果の検証方法（事業実施前後の牧草の単収、TMRの品質、乳量等の比較等）を記入すること。

7. その他

(注) 計画の策定に当たり、地方自治体、その指導機関又は有識者の意見を聴いた場合、それらの機関名、所属・氏名等を記入すること。

※難防除雑草駆除計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること。

特認団体協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () - FAX () -		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
総事業費	円	うち補助金	円
特認とする理由			

注：事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。

事業委託協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () - FAX () -		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
委 託 費	円		
委託内容			
委託理由			

注1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。

別紙1別記様式3-1号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の事業実施状況報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要領（令和4年1月6日付け3畜産第1399号農林水産省畜産局長通知）別紙1第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり

添付資料：①難防除雑草駆除計画の写しを添付
②土壌分析、飼料分析等の分析を実施した場合は、分析結果の写し

（注）別添については、別紙1別記様式1-1号に準じて作成すること。

別紙1別記様式3-2号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の事業実施状況報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第25に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり

添付資料：実施地区の難防除雑草駆除計画の写し

（注）別添については、別紙1別記様式1-2号に準じて作成すること。

別紙1別記様式4-1号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の成果報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要領（令和4年1月6日付け3畜産第1399号農林水産省畜産局長通知）別紙1第6の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）別添を添付すること。

(別添)

事業成果報告書

1. 団体名 _____

2. 事業実施状況（高位生産草地への転換）

区分	面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
除草剤					
他作物					
その他					
合計					

3. 成果目標の実績

(1) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)		(○年度)	
転換後 (kg/10a)	目標	(○年度まで)	
	実績	(○年度)	
増加率 (%)	目標	(○年度まで)	
	実績	(○年度)	

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とする。

(2) 取組内容・効果

--

注1：高位生産草地への転換の具体的内容（除草剤の複数回散布、他作物転換等）とその効果、成果目標の達成や普及の取組等により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

注2：交付等要綱第5の1の(2)の取組を行った場合は、難防除雑草駆除計画に記入した、難防除雑草の侵入・拡大防止策の実施内容、具体的効果等を併せて記載。

4. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。

別紙1別記様式4-2号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度草地難防除雑草駆除技術実証事業の成果報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付
け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第26に基づき、別添のとおり
報告します。

（注）別添1及び2を添付すること。

事業成果報告書

1. 事業実施地区数（農業者団体等数）

2. 事業実施状況（高位生産草地への転換）

区分	面積 (ha)	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
除草剤					
他作物					
その他					
合計					

3. 成果目標の実績

(1) 転換対象草地における単位面積当たりの収量

転換前 (kg/10a)		(○年度)	
転換後 (kg/10a)	目標	(○年度まで)	
	実績	(○年度)	
増加率 (%)	目標	(○年度まで)	
	実績	(○年度)	

注：目標年度は事業完了年度から3年以内とする。

(2) 取組内容・効果

注：高位生産草地への転換の具体的内容（除草剤の複数回散布、他作物転換等）とその効果、成果目標の達成や事業における取組により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

4. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。

別添2 詳細

No.	地区名	転換面積 (ha)	転換前		転換後											
					令和○年度			令和△年度			令和□年度			令和☆年度		
			総収量 (t)	単収 (kg/10a)	総収量 (t)	単収 (kg/10a)	単収増 加率 (%)									
合計																

注：転換後については、目標年度についてのみ記入すること。

別 添（実施要領別紙1の第3の2の（4）関係）

草地難防除雑草駆除対策調査分析実施方法

実施要領の別紙1別記様式1-1号、別紙1別記様式1-2号、別紙1別記様式3-1号、別紙1別記様式3-2号の記載については、実施要領のほか、この分析実施方法に定めるところによるものとする。

第1 調査・分析の対象（必須・選択）

転換前後における草地等の概況調査、土壌、飼料及び堆肥の分析は、次表のとおり行うことができるものとする。

区 分	転換前 の草地等	転換後 の草地等
概 況 調 査	必 須	必 須
土 壌 分 析	必 須	選 択
飼 料 分 析	選 択	選 択
堆 肥 分 析	事業で堆肥を用いる場合は必須	—

第2 調査地点及び調査・分析点数

1 調査地点

調査地点は、転換する草地の中から選定するものとする。

2 調査・分析点数

（1）概況調査

草地の概況調査は、転換前後において、全ての事業参加者が実施するものとする。

（2）土壌分析

土壌分析については、転換前は、全ての事業参加者が実施するが、転換後は、原則として1地区で3点までとする。

ただし、地区数、事業参加者数及び立地条件（標高、地形条件、土壌条件、牧草の生産性等）に応じて、調査地点数を適宜増加できるものとする。

（3）飼料分析

飼料分析は、転換前後において、原則として1地区で3点までとする。

ただし、地区数、事業参加者数及び立地条件（標高、地形条件、土壌条件、牧草の生産性等）に応じて、調査地点数を適宜増加できるものとする。

第3 調査方法

1 概況調査

(1) 単収

転換前の単収（年間）は、生草収量の坪刈り（3カ所以上、その地域の収穫期に行う）等による調査のほか、単位面積当たりのロールベールの個数、バンカーサイロの本数等から算定するものとする。

また、転換後の単収（年間）は、転換前と同様の方法で算定すること。

(2) 裸地化・雑草混入等の面積の割合

裸地化・雑草混入等の面積の割合は、裸地割合（地表が露出している面積の割合）、雑草割合（難防除雑草及びその他雑草の冠部被度）及び病害虫割合（病害虫等により再生不良が見込まれる面積の割合）をパーセンテージで記入するものとする。

なお、難防除雑草とは、有毒、家畜の嗜好性が極端に低いなど、飼料作物の収量及び品質に悪影響を及ぼす植物であって、かつ、根茎での繁殖が旺盛で、耕起のみでは根が切断され耕うんに伴って新たな株が成立し更に増殖するものや、除草剤の効果が低く、除草剤のみでは数年で再生するなど単一の手法での防除が困難な植物のことであり、メドウフォックステイル、ハルガヤ、ワルナスビ、ワラビ、アザミ類等（交付等要綱第5の1の（2）の取組を行う場合にあっては、前記の植物に加えシバムギ、ギシギシ類）が該当する。

2 土壌・飼料・堆肥の分析

(1) 共通事項

対象とする草地や堆肥の代表的なデータが得られるよう、分析に用いるサンプル数及び採取地点等について十分留意すること。

また、サンプルの採取方法等については、それぞれの分析に応じた適切な方法とすること。

(2) 土壌分析

ア 分析時期

分析については、経時変化の少ない分析結果に基づき、適切な土壌改良が実施されるよう、遅くとも1年前に実施することとする。

イ 分析項目

分析項目は、通常、pH、リン酸吸収係数、有効態リン酸であるが、必要に応じ、適宜追加できるものとする。

【参考資料】

「草地診断の手引き」（社）日本草地畜産種子協会 平成8年3月発行

(別紙2)

高品質TMR供給支援対策事業

第1 事業内容

本事業は、交付等要綱別表に定める事業実施主体が行う以下の1から3までの取組に対し助成し、補助対象基準及び補助率は別表1のとおりとする。

1 調査分析

TMRセンターが行う高品質なTMR原料となるサイレージを生産するための調査、飼料分析等の取組への助成

2 TMR原料となるサイレージの品質改善対策

(1) TMRセンターが行うバンカーサイロの経年劣化に起因する品質低下や異物混入等の課題を改善するための床面等（バンカーサイロ前のエプロンを含む。）の補改修の取組への助成

(2) TMRセンターが行うTMR原料の品質を向上させるための技術を検討し実証する取組への助成

3 事業推進等

(1) TMRセンターが行う1及び2の取組の円滑な推進に必要な取組

(2) 2の(2)の技術実証で得られた結果等の取りまとめ、研修会の開催、普及資料の作成、配布等の技術普及の取組

第2 事業の成果目標及び目標年度

交付等要綱第9の1の成果目標は、取組対象となったTMRセンターのサイロにおける、事業実施後のサイレージの品質評価（Vスコア）の点数を目標の指標とし、事業実施前に80点未満の場合にあつては、4点以上増加し、かつ、80点以上となることを、事業実施前に80点以上の場合にあつては、3点以上増加することを、成果目標として設定し、目標年度は、事業完了年度から2年以内とするものとする。

第3 事業の実施基準

1 第1の1の飼料分析は、TMRセンターの委嘱により、公的機関等が実施するものとする。

2 第1の2(1)のバンカーサイロの補改修については、国の補助事業により整備したバンカーサイロであつて処分制限期間内のものは助成対象外とする。

なお、バンカーサイロについては、品質改善計画において、補改修の内容に応じた品質改善効果期間を設定することとし、TMRセンターは、この期間内におけるバンカーサイロの適切な管理及び利用に努めることとする。

3 第1の2の(2)の技術実証については、サイレージの品質に影響を与える次の要素を踏まえて効果的に品質向上を図る技術を実証するものとし、その規模は実証内容に応じた適正なものとする。

- (1) 原料となる飼料作物の種類
- (2) 原料の詰込・調製方法
- (3) 密閉度を高めるためのサイロ床面等の加工
- (4) 調製用資材
- (5) その他品質に影響する要素

4 本事業に取り組むTMRセンターは、乳質の向上や受精卵の使用、自ら飼養する牛を公共牧場に預託する計画を有する等、輸出に適した高品質な畜産物の生産拡大に取り組む農業者等にTMRを供給するものとする。

第4 事業実施手続

1 品質改善計画の作成等

- (1) 交付等要綱第8の2の(1)の品質改善計画は、別紙2別記様式1-1号により作成するものとする。
- (2) 交付等要綱第8の2の(2)の事業実施計画は、別紙2別記様式1-2号により作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業実施計画を提出しようとする者を交付等要綱第4の(2)の⑦に定める団体として認めようとする場合には、事業実施計画の承認申請の際に、別紙2別記様式2-1号の特認団体協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。

2 重要な変更

交付等要綱第8の2の(3)の畜産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 本事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 総事業費の30%を超える増額又は国庫補助金の増額
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減額
- (5) 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減

第5 事業実施状況の報告

交付等要綱第25により事業実施主体が行う本事業の実施状況の報告は、次に掲げるとおり行うものとする。

- 1 TMRセンターは、別紙2別記様式3-1号により、事業実施翌年度の7月末までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、別紙2別記様式3-2号により、事業実施翌年度の8月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、TMRセンターからの報告を受けた内容について、必

要に応じてTMRセンターに対して改善指導等を行うものとする。

- 4 畜産局長は、事業実施主体からの報告を受けた内容について、必要に応じて事業実施主体に対して改善指導等を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 TMRセンターは、事業の成果について別紙2別記様式4-1号により、事業実施主体が定める期日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 交付等要綱第26の「事業評価の報告」は、1の報告を基に別紙2別記様式第4-2号の成果報告書により事業実施主体自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度9月末までに畜産局長に提出するものとする。
- 3 畜産局長は、報告を受けた2の結果について、その内容を点検するものとする。
- 4 畜産局長は、3において事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合（事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除く。）には、事業実施主体に対し成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

第7 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、事業実施計画の承認申請の際に、別紙2別記様式2-2号の事業実施委託協議書を付して、畜産局長の承認を受けるものとする。

第8 その他

畜産局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じて調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

補助対象経費及び補助率について

区 分	補助対象基準	補助率
1 調査分析	<p>① 高品質な原料生産のための調査に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な、調査のための「賃金」、「委員旅費」及び「謝金」</p> <p>② 飼料分析に係る経費（試料の採取及び送付に要する経費を含む）</p>	1 / 2 以内
2 TMR 原料となるサイレージの品質改善対策 (1) バンカーサイロの床面等の補改修 (2) 技術実証	<p>① バンカーサイロの床面等の補改修に係る経費（補改修の対象にはバンカーサイロ前のエプロンを含む） アスファルト等の資材費 等</p> <p>② TMR 原料の品質向上のための技術実証に係る経費 調製用資材、床面加工資材等の資材費 等</p>	1 / 2 以内
3 事業推進等 (1) 1 及び 2 の取組の円滑な推進 (2) 技術普及	<p>① 1 及び 2 の取組の円滑な推進に必要な取組に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要なもの</p> <p>② TMR 原料の品質向上に関する技術普及に係る経費 別表 2 に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「データ収集・処理・分析費」、「講師旅費」、「謝金」、「原稿料」、「借上費」、「会場借料」、「資料購入費」、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「消耗品費」及び「雑役務費」</p>	定額

別表 2

助成対象経費について

1 備品費

費 目	内 容	備 考
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社又は2社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。）やカタログ等を添付すること。

2 事業費

費 目	内 容	備 考
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上経費	
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品	消耗品は物品受払簿で管理すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	
光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金として支払われる経費（基本料金を除く。）	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費及び指導費	

3 旅費

費目	内容	備考
委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査等にかかる経費	
講師旅費	本事業を実施するために直接必要な、研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

4 賃金

費目	内容	備考
賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

5 謝金

費目	内容	備考
謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対し	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

	る謝礼に必要な経費	
原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

6 委託費

費目	内容	備考
委託費	本事業の交付目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

7 役務費

費目	内容	備考
試験・分析費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析・試験等を行う経費	

8 雑役務費

費目	内容	備考
手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費	
社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

9 事業推進費

費 目	内 容	備 考
事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に対する事務にかかる人件費	

※ 上記の経費であっても、次の場合にあっては認めないものとする。

補助事業の有無にかかわらず事業実施主体及びTMRセンターで具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業のTMR原料品質改善計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、高品質TMR供給支援対策事業を実施したいので、草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第8の2の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）別添を添付すること。

(別添)

〇〇TMRセンター
TMR原料品質改善計画

令和〇年〇月策定

計画作成主体名：

所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町

1. TMRセンターの概要

組織名称			
住所	〒 TEL () - FAX () -		
TMR供給者数	戸	TMR製造量	t/年
自給飼料面積	ha	サイロ数	基

注：サイロごとに整理番号を付した施設図を添付すること。

2. TMR原料の現状

(1) TMR原料の品質に関する課題

--

(2) サイロの概要

整理番号	整備年月日	補助金活用の有無	種類	規模	劣化等の状況	備考

注1：「整理番号」は施設図と合致させること。

2：「種類」にはサイロの形状（バンカー、スタック等）を記載すること。

3：「劣化等の状況」については、必要に応じて写真等を添付すること。

(3) 品質改善前のTMR原料の概要

サイロ整理番号	草種等	V-スコア値	品質に関する特記事項	備考

注1：「草種等」については、必要に応じて刈取時期等を記載すること。

2：「V-スコア値」として複数のサイロの平均値を記入する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

3：「品質に関する特記事項」については、V-スコアで表せない品質上の課題がある場合に記載すること。

3. 対策の概要及び目標

(1) TMR原料の品質改善に向けた方針

--

(2) 調査分析

調査分析項目	具体的内容 (方法、数量、範囲、時期等)	備考

(3) TMR原料品質改善

[バンカーサイロ補改修を実施する場合]

サイロ 整理番号	補改修の内容	維持・管理方針	品質改善 効果期間	備考

注1：「補改修の内容」には、対象範囲、使用する資材等を記載すること。

2：「維持・管理方針」には、補改修により得られる効果を維持するための取組等を記載すること。

[TMR原料品質向上技術実証を実施する場合]

実証項目	草種等	サイロ 整理番号	具体的内容	備考

注1：「実証項目」には、①原料飼料作物の種類、②原料の詰込・調製方法、③密閉度を高めるためのサイロ床面等の加工、④調製用資材、⑤その他品質に影響する要素のいずれかを記載すること。また、複数の項目について実証する場合は、それぞれ別々に記載すること。

2：他の組織と連携して実証を行う場合は、当該組織を備考欄に記載すること。

(4) 目標及び目標年度

対象	V-スコア		目標 数量 (t)	目標 年度	備考
	基準値 (○年度)	目標値			
				年	

注1：「対象」には、当該目標の対象となる範囲を記載すること。（例：TMRセンター全体、草種、サイロの範囲など）

2：「基準値」は原則対象とする範囲の直近の値とし、設定根拠となる、飼料分析結果等を添付すること。

3：草種やサイロごとに「目標値」を設定することも可能とする。

4：サイロに対して目標設定する場合において、基準年と目標年で調製する草種が異なる場合は、同一敷地内の他のサイロのV-スコアを基準値とすることとする。この場合には、その旨を備考欄に記載すること。（複数のサイロで同一草種の調製を行っている場合は、原則として平均値とする。）

5：「目標数量」には、対象とする範囲におけるTMR原料生産量の目標年の予定数量を記載すること。

6：「目標年度」には事業完了年度から2年以内の年度を記入すること。

4. 事業費

区分	内容	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
(1) 調査分析 ① 飼料分析 ② 高品質な原料生産のための調査					
(2) TMR原料品質改善 ① 補改修の取組 ② 技術実証の取組					
合計					

注1：別途、事業費の積算根拠を添付すること。

2：補助金の額は事業費の2分の1以内とすること。

5. その他

--

注：計画の策定に当たり、地方自治体、その指導機関又は有識者の意見を聴いた場合、それらの機関名、所属・氏名等を記入すること。

※：行が不足する場合は、追加すること。

※：TMR原料品質改善計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること。

別紙2別記様式1-2号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

令和〇年度において、高品質TMR供給支援対策事業を実施したいので草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第8の2の（2）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）別添を添付すること。

別添1 総括

1 事業の目的

--

2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施 主体	
1 調査分析	円	円	円	
2 TMR原料品質改善				
3 事業の推進				
合計				

注：事業実施計画を変更する場合には、変更前を括弧書で上段に、変更後を下段に二段併記すること（以下同じ。）。

3 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

特認団体協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () - FAX () -		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
総事業費	円	うち補助金	円
特認とする理由			

注：事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。

事業委託協議書

団体名称			
住 所	〒		
	TEL () -	FAX () -	
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
委 託 費	円		
委託内容			
委託理由			

注 1 : 事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注 2 : 委託業務を適正に行うことができる体制を有していること等を示す資料を添付すること。

別紙2別記様式3-1号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業の事業実施状況報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要領（令和4年1月6日付け3畜産第1399号農
林水産省畜産局長通知）別紙2第5の1に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり。

（注）別添については、別紙2別記様式1-1号に準じて作成すること。

別紙2別記様式3-2号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業の事業実施状況報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第25に基づき、別添のとおり報告します。

記

事業の内容
別添のとおり。

（注）別添については、別紙2別記様式1-2号に準じて作成すること。

別紙2別記様式4-1号

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業の成果報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業実施要領（令和4年1月6日付け3畜産第1399号農林水産省畜産局長通知）別紙2第6の1に基づき、別添のとおり報告します。

（注）別添を添付すること。

(別添)

高品質TMR供給支援対策事業成果報告書

1. TMRセンター名

2. 事業実施状況

区分	事業費 (円)	負担区分		備考
		補助金 (円)	その他 (円)	
調査分析				
TMR原料品質改善対策				
補改修の取組				
技術実証の取組				
合計				

2. 成果目標の実績

(1) 事業対象TMR原料の品質 (V-スコア)

対象	基準年度 (○年度)	目標年度 (○年度)			対象 数量 (t)	備考
	基準値	目標値	実績値	点差		
平均値						

(2) 取組内容・効果

--

注：TMR原料品質改善の具体的内容とその効果、成果目標の達成や事業における取組により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

3. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。

別紙2別記様式4-2号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度高品質TMR供給支援対策事業の成果報告書

草地難防除雑草駆除技術等実証事業補助金交付等要綱（令和4年1月6日付け3畜産第1349号農林水産事務次官依命通知）第26に基づき、別添のとおり報告します。

（注）別添を添付すること。

(別添)

高品質TMR 供給支援対策事業成果報告書

1. 事業実施TMRセンター数

2. 事業実施状況

区分	TMR センタ ー数	事業費 (円)	負担区分		備考
			補助金 (円)	その他 (円)	
調査分析					
TMR原料品質改 善対策					
補改修の取組					
技術実証の取組					
合計					

2. 成果目標の実績

(1) 事業対象TMR原料の品質 (V-スコア)

基準年度		○年度	
目標年度	目標	○年度	
	実績	○年度	
点差			

(2) 取組内容・効果

--

注：TMR原料品質改善の具体的内容とその効果、成果目標の達成や事業における取組により、どのような具体的効果があったのか等を記載。

3. 事業実施後の課題、改善方策等

--

注：成果目標の達成や事業実施の上で課題となった点、改善方策等を記載。